

【翻訳資料紹介】

福島第一原発の放射性汚染水の放出について 4名の国連人権専門家が日本政府に求める

- | 新型コロナウイルス感染症危機が過ぎるまで、あらゆる決定を遅らせること
- | 性急な決定をする必要はない。追加のタンク設置スペースは十分ある
- | 協議のための適切な場所と機会を与えること

「新型コロナウイルス感染症対策が、日本と、先住民族を含む近隣諸国の、影響を受ける全てのコミュニティからの意見を取り入れる機会を制限している間は、現在のパブリックコメントの期間を少し延長するぐらいでは著しく不十分だ」

2020年6月9日、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）は、4名の国連の人権専門家が、日本政府に対し、福島第一原発からの汚染水（放射性廃液）の放出について、あらゆる決定を遅らせるよう求めたとプレスリリースを出しました（下記URL）。

<https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=25940&LangID=E>

以下はそのプレスリリースの訳です。

2020.6.17 美浜の会

福島：日本は放射性廃液の処分に関して人権義務を無視すべきでない - 4名の国連の専門家

ジュネーブ（2020年6月9日） - 4名の国連の人権専門家*は本日、新型コロナウイルス感染症危機が過ぎ去り、適切な国際的協議が持てるようになるまで、福島第一原発からの放射性廃液の海洋投棄についてのあらゆる決定を遅らせることを日本政府に求めた。

「意義のある協議のための時間もしくは機会なしに、日本政府が放射性廃液の海洋放出のスケジュールを速めているとの報告により、私たちは深く懸念している」と独立専門家は述べた。信頼できる情報源は、2020年のオリンピックの延期が、廃液の放出に関する政府の新しい政策決定プロセスを可能にしたことを示している。

専門家は「新型コロナウイルス感染症対策が、日本と、先住民族を含む近隣諸国の、影響を受ける全てのコミュニティからの意見を取り入れる機会を制限している間は、現在のパブリックコメントの期間を少し延長するぐらいでは著しく不十分だ」と述べた。

「新型コロナウイルス感染症は、人々、そして、これからの世代のための地球にとって、深刻な影響があるであろう決定から目を逸らせるための手品（ごまかし）として使われてはならない。地元の日本の漁業者の生計、それだけでなく、日本の人々と日本国外の人々の人権に重

大な影響を与えるだろう」と専門家は述べた。

専門家は「性急な決定をする必要はない。何故なら、貯蔵容量を増大させる追加の貯蔵タンクを設置できる十分なスペースがあるからだ。そして、元々は、2020年オリンピックが終わるまで、パブリックコメント・公聴（public consultation）を行うことは予想されていなかった」と述べた。

「私たちは、人々、そして日本内外両方の人々に悪影響を及ぼすであろう放射性廃液の処分について、協議するための適切な場所と機会を与えることを、日本政府に求める。さらに私たちは、日本政府に対し、先住民族が、事前に、かつ説明を受けたうえで、自由意思で同意する権利を尊重すること、そのような同意形成のために、集会し結社する権利を尊重することを求める。」

専門家は、日本政府に懸念を伝達した。国連の専門家は以前より、一般公衆に対する、また、核災害後の除染作業に労力を費やす立場の弱い労働者の使用に対する、「許容される」とされる被ばくレベルの引き上げに関し懸念を示してきた。

以上

* 4名の専門家：Baskut Tuncak 氏、有害物質と廃棄物の環境面での安全な管理と廃棄の人権への影響に関する特別報告者； Michael Fakhri 氏、食糧の権利に関する特別報告者； Clément Nyaletsossi Voule 氏、平和的集会と結社の自由に対する権利に関する特別報告者； José Francisco Calí Tzay 氏、先住民族の権利に関する特別報告者。

特別報告者は、人権理事会の特別手続として知られているものの一部である。特別手続 国連人権システムの独立専門家の最大組織 は、理事会の独立した調査と監視のメカニズムの一般名称である。特定の国の状況、または世界の全地域における主題別の問題を扱っている。特別手続専門家は自由意思に基づいて取り組んでおり、国連スタッフではなく、仕事に対する給料を受け取っていない。彼らは一切の政府や組織から独立し、個々の能力においてつとめている。